

福祉・介護職員処遇改善計画書

【令和3年度】

処遇改善（特別）計画

対象職種	生活支援員・職業指導員・就労指導員・目標工賃達成指導員
手当	資格手当を月額10,000円、住宅手当を世帯主に20,000円、非世帯主に月額10,000円を支給
処遇改善手当	基本給の4割
法定福利費	上記支給金額に対して充当
非常勤職員	時給50円のベースアップ

特定処遇改善計画 グループbはグループaの0.8の割合

グループa	<p>a 経験技能のある障害福祉人材（勤続10年以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を保有する者 サービス管理責任者 	常勤換算1に対して130,000円の一時的支給
グループb	<p>b 他の障害福祉人材</p> <ul style="list-style-type: none"> aに該当しない福祉・介護職員など 	常勤換算1に対して104000円の一時的支給
グループc	<p>c その他の職種</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉人材以外の職員 	

処遇改善（特別）加算 特定処遇改善加算

令和3年度 1,804,410 568,050 概算

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容	
資質の向上	研修の受講
労働環境・処遇の改善	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	・健康診断
その他	・職員の増員による業務負担の軽減